

改正

平成13年10月4日訓令第16号
平成15年12月30日訓令第27号
平成18年3月20日訓令第5号
平成21年3月31日訓令第11号
平成22年4月26日訓令第26号
平成23年7月7日訓令第32号
平成24年3月27日訓令第10号
平成26年6月10日訓令第20号
平成28年3月30日訓令第22号
平成31年3月20日訓令第10号
令和3年3月19日訓令第6号

定住住宅建設促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に賃貸住宅、雇用促進住宅及び借り上げ社宅（以下「賃貸住宅等」という。）を建設する者（以下「住宅建設者」という。）に対し、建設費の一部を補助することにより、賃貸住宅等の建設を促進し、町内への定住を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 町内 新得町全域をいう。
- (2) 賃貸住宅 個人又は法人が建設する1棟4戸以上の集合住宅
- (3) 雇用促進住宅 従業員の雇用及び定住を促進するため、町内に事業所を置く個人事業主又は法人が建設する従業員住宅（戸建て住宅を含む。）
- (4) 借り上げ社宅 町内建設事業者が建設し、町内に事業所を置く個人事業主又は法人が従業員住宅として借り上げる1棟4戸以上の集合住宅
- (5) 延べ床面積 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく課税床面積
- (6) 町内建設事業者 賃貸住宅等の新築に係る主たる施工業者が町内に住所を有する場合をいう。

(対象者)

第3条 この要綱において補助を受けることができる住宅建設者（以下「対象者」という。）は、町税及び使用料等に滞納がない者で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に賃貸住宅を建設しようとする者の中から、町長が別に定める方法により公募し選定した者
- (2) 町内に雇用促進住宅を建設する者
- (3) 町内に借り上げ社宅を建設する者

(対象住宅等)

第4条 補助の対象となる賃貸住宅等は、各室に玄関、トイレ、浴室、台所が設けられている新築住宅（組立式仮設住宅を除く。）とする。

2 次の各号に該当する賃貸住宅等又は専用する居室等は、補助の対象としない。

- (1) 個人又は個人事業主（以下「事業主」という。）が建設する賃貸住宅等で、当該事業

- 主又は当該事業主の2親等以内の親族が入居するもの
- (2) 法人が建設する賃貸住宅等で、当該法人の役員及び当該役員の2親等以内の親族が入居するもの
- (3) 下水道供用区域外に建設する賃貸住宅等で、合併浄化槽を設置又は既設接続しないもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、賃貸住宅等の延べ床面積（前条第2項各号に定める賃貸住宅等及び占用面積を除く。）に対し3.3平方メートル当たり次の各号に定める額を乗じた額（その額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 賃貸住宅を建設する場合

区分	合併浄化槽未設置	合併浄化槽設置
町内建設事業者	20万円	25万円
上記以外	7.5万円	9.5万円

(2) 雇用促進住宅を建設する場合

区分	合併浄化槽未設置	合併浄化槽設置
町内建設事業者（戸建て上限額）	20万円 (400万円)	25万円 (500万円)
上記以外（戸建て上限額）	7.5万円 (150万円)	9.5万円 (190万円)

(3) 借り上げ社宅を建設する場合

区分	合併浄化槽未設置	合併浄化槽設置
町内建設事業者	20万円	25万円

(認定)

第6条 対象者は、賃貸住宅等の建設に着手する前にあらかじめ、定住住宅建設促進事業認定申請書（様式第1号）を提出し、町長の認定を受けなければならない。

2 町長は、前項の認定の申請があったときは、申請内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、定住住宅建設促進事業認定通知書（様式第2号）により認定する（以下「認定者」という。）ものとする。

3 町長は、前項の規定により、認定者に通知する際には、次の条件を付するものとする。

- (1) 認定申請書等の内容を変更するとき又は対象工事を中止しようとするときは、町長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 賃貸住宅等の建設着手にあたり町長に工事着手届（様式第3号）を提出しなければならないこと。
- (3) 賃貸住宅等に認定者の2親等以内の親族を入居させることは出来ないこと。
- (4) 申請書に記載した家賃予定額を10年間変更できないこと。

(5) その他町長が必要と認めるもの
(認定の変更)

第7条 認定者は、前条の認定内容に変更が生じたときは、速やかに定住住宅建設促進事業認定変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更又は取下げを承認したときは、定住住宅建設促進事業変更承認通知書(様式第5号)により対象者に通知する。

3 町長は、前項の変更承認に際し、必要な条件を付することができる。
(検定)

第8条 認定者は、当該賃貸住宅等の建設が完了したときは、速やかに工事完成届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。また、事業が適正に行われたことを確認するため、町長の検定を受けなければならない。

(補助金交付申請)

第9条 認定者は、補助金の交付を受けようとするときは、事業完了後速やかに定住住宅建設促進事業補助金交付申請書(様式第7号)に、必要な書類を添えて町長に申請するものとする。

(交付決定)

第10条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付を決定するときは、定住住宅建設促進事業補助金交付決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助の決定にあたって、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(認定及び補助の取消し等)

第11条 町長は、前条による決定を受けた認定者(以下「補助決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、認定若しくは補助の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金受領後10年以内に賃貸住宅等を財産処分又は他の用途に変更したとき。

(2) 補助金の交付内容又はこれに附した条件に違反したとき。

(3) 虚偽、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(報告)

第12条 補助決定者は、補助決定後速やかに、定住住宅建設促進事業補助金実績報告書(様式第9号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 補助決定者は、町長から入居状況等について報告を求められたときは、町長に報告しなければならない。

(他の助成との重複制限)

第13条 補助決定者は、持家等住宅建築促進要綱(平成19年訓令第7号)に規定する助成の適用を受けることができない。

(住民登録及び町内会加入の督励)

第14条 補助決定者は、賃貸住宅等に入居する者に対して、本町に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録及び町内会への加入をする旨の奨励に努めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限りその効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年10月4日訓令第16号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年12月30日訓令第27号)

改正

平成18年3月20日訓令第5号

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月20日訓令第5号)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定及び次項については公布の日から施行する。
- 2 定住住宅建設促進要綱の一部を改正する要綱（平成15年訓令第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則 (平成21年3月31日訓令第11号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月26日訓令第26号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年7月7日訓令第32号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日訓令第10号)

この訓令は、平成24年3月31日から施行する。

附 則 (平成26年6月10日訓令第20号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日訓令第22号)

この訓令は、平成28年3月31日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日訓令第10号)

この訓令は、平成31年3月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年3月19日訓令第6号)

この訓令は、令和3年3月31日から施行する。

附 則 (令和5年3月2日訓令第8号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

定住住宅建設促進事業認定申請書

年 月 日

新得町長 様

住所

申請者 氏名

印

電話

定住住宅建設促進要綱第6条に基づき、定住住宅建設促進事業として認定されるよう関係書類を添えて申請いたします。

なお、本申請に係る審査のため町税等の公金の納付状況を調査することに同意いたします。

記

1 事業の概要

- | | |
|------------|--------------------------------|
| (1) 区 分 | 賃貸住宅 ・ 雇用促進住宅 ・ 借り上げ社宅 |
| (2) 建設場所 | 新得町 |
| (3) 規模・構造 | 造 階建 棟 戸
(内訳 世帯向け 戸・単身向け 戸) |
| (4) 延べ床面積 | ㎡ (うち補助対象外面積 ㎡) |
| (5) 下水処理方法 | 下水道接続 ・ 合併浄化槽設置 (新規・既設接続) |
| (6) 事業期間 | 着工予定年月日 年 月 日
完了予定年月日 年 月 日 |
| (7) 家賃予定額 | 家賃月額 円
管理費月額 円
仲介手数料 円 |
| (8) その他 | |
| ア 土地所有者 | 自己所有 ・ 借地 (土地所有者の承諾書添付) |
| イ 概算事業費 | 円 |

2 主たる施工事業者 町内建設業者 ・ 町外建設業者

3 添付書類

- (1) 建築場所附近見取図及び配置図 (300分の1以上)
- (2) 平面図及び立面図 (100分の1以上)
- (3) 延べ床面積求積図及び補助対象面積求積図 (補助対象外面積がある場合)
- (4) 見積書等の写し (施工業者が分かるもの)
- (5) 現に住所を有する市町村が発行する納税証明書 (新得町に住所を有しない場合)
- (6) 借り上げ社宅を建設する場合は、借り上げ者との賃貸借契約書等の写し

様式第2号 (第6条関係)

定住住宅建設促進事業認定通知書

年 月 日

様

新得町長

年 月 日付で申請のあった事業認定について、相当と認めたので定住住宅建設促進要綱第6条に基づき通知します。

記

1 事業の概要等

- | | | | | | |
|------------|---------|--------------|---|---|----|
| (1) 区分 | | | | | |
| (2) 建設場所 | 新得町 | | | | |
| (3) 規模・構造 | 造 | 階建 | 棟 | 戸 | |
| (4) 延べ床面積 | | ㎡ (うち補助対象外面積 | | | ㎡) |
| (5) 下水処理方法 | | | | | |
| (6) 事業期間 | 着工予定年月日 | 年 | 月 | 日 | |
| | 完了予定年月日 | 年 | 月 | 日 | |
| (7) 家賃予定額 | 家賃月額 | 円 | | | |
| | 管理費月額 | 円 | | | |
| | 仲介手数料 | 円 | | | |

2 主たる施工業者

3 補助予定額 円

なお、補助予定額は上限額とし、完成時に検査のうえ補助額は決定するものとする。

4 認定の条件

- (1) 認定申請書等の内容(家賃予定額を含む。)を変更するとき又は対象工事を中止しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。(変更承認申請の必要)
- (2) 賃貸住宅等の建設着手にあたり町長に工事着手届を提出しなければならない。
- (3) 認定者は、賃貸住宅等に認定者の2親等以内の親族を入居させることは出来ない。
- (4) 認定者は、要綱に定めるもののほか、下記の事項を遵守しなければならない。
 - ア 入居者に対して適正に住民登録及び町内会加入をするよう指導しなければならない。
 - イ 入居者専用のごみ分別ステーションを設置しなければならない。また、入所者のごみ分別について適正に行われるよう指導しなければならない。
 - ウ 近隣住民・町内会と争いを避けるため、入居者に迷惑行為を行わないよう指導しなければならない。
- (5) 補助金の内容、用途に関する情報は町情報公開条例に基づく公開対象である。

様式第3号 (第6条関係)

定住住宅建設促進事業工事着手届

年 月 日

新 得 町 長 様

認定者
住所
氏名

印

定住住宅建設促進要綱第6条に基づき、認定のあった事業について工事着手したので届け出します。

記

- 1 工事着手年月日 年 月 日
- 2 完了予定年月日 年 月 日
- 3 工事施工場所
- 4 工事施工業者

様式第4号（第7条関係）

定住住宅建設促進事業認定変更承認申請書

年 月 日

新 得 町 長 様

住 所

氏 名

印

年 月 日付けで交付決定通知を受けた定住住宅建設促進事業について、認定内容変更のため、定住住宅建設促進事業要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容 変 更 ・ 取 下 げ

()

2 工事の着工予定年月日 年 月 日

完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

(1) 変更の内容が分かる書類（見積書の写し、現況写真等）

様式第5号 (第7条関係)

定住住宅建設促進事業認定変更承認通知書

年 月 日

様

新得町長 印

年 月 日付けで認定変更承認申請を受けた、年 月 日付け定住住宅建設促進事業認定について、次のとおり変更を承認いたします。

記

変更

取下げ

様式第6号 (第8条関係)

定住住宅建設促進事業工事完成届

年 月 日

新 得 町 長 様

認定者

住所

氏名

定住住宅建設促進要綱第8条に基づき、認定にあった事業について次のとおり工事完成したので届けます。

記

1 工事着手年月日 年 月 日

2 工事完成年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 建築場所附近見取図及び配置図 (300分の1以上)
- (2) 平面図及び立面図 (100分の1以上)
- (3) 延べ床面積求積図及び補助対象面積求積図 (補助対象外面積がある場合)
- (4) 完成住宅の概要写真 (全景及び各室内観)
- (5) 建築確認検査済証又は工事届けの写し
- (6) 浄化槽設置届出済証の写し

様式第7号 (第9条関係)

定住住宅建設促進補助金交付申請書

年 月 日

新 得 町 長 様

認定者
住所
氏名 印

定住住宅建設促進要綱第6条に基づき認定を受けた定住住宅について、第9条に基づき補助金の交付を受けたく申請します。

なお、本申請に係る審査のため町税等の公金の納付状況を調査することに同意いたします。

記

1 補助金交付申請額 円

※補助金額の算出

補助対象面積 = $\text{m}^2 \div 3.3\text{m}^2 \times \text{補助単価}$ 万円
円 (1万円未満を切り捨て申請額に記載)

2 事業の概要

- (1) 区分 賃貸住宅 ・ 雇用促進住宅 ・ 借り上げ社宅
(2) 建設場所 新得町
(3) 規模・構造 造 階建 棟 戸
(内訳 世帯向け 戸・単身向け 戸)
(4) 延べ床面積 m^2 (うち補助対象外面積 m^2)
(5) 下水処理方法 下水道接続 ・ 合併浄化槽設置 (新規・既設接続)
(6) 事業期間 着工年月日 年 月 日
完了年月日 年 月 日
(7) 家賃予定額 家賃月額 円
管理費月額 円
仲介手数料 円

3 主たる施工事業者 町内建設業者 ・ 町外建設業者

4 補助金振込指定口座 口座名義：
口座名義カナ：
金融機関・支店名：
口座種別：
口座番号：

5 添付書類

- (1) 建設工事契約書の写し (施工業者が分かるもの)
(2) 現に住所を有する市町村が発行する納税証明書 (新得町に住所を有しない場合)
(3) 借り上げ社宅の場合は、借り上げ者との賃貸借契約書の写し

様式第8号 (第10条関係)

定住住宅建設促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

新得町長

年 月 日付で申請のあった補助金交付について、適当と認めたので定住住宅建設促進要綱第10条に基づき通知します。

記

1 交付決定額

円

2 交付の条件

- (1) 補助決定者は、速やかに要綱第12条に定める実績報告書を町長に提出しなければならない。
- (2) 補助決定者は、賃貸住宅等に認定者の2親等以内の親族を入居させることは出来ない。
- (3) 補助決定者は、交付申請書に記載した家賃予定額を10年間変更することが出来ない。
- (4) 次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、認定若しくは助成の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることあります。
 - ア 補助金受領後10年以内に賃貸住宅等を財産処分又は他の用途に変更したとき。
 - イ 補助金の交付内容又はこれに附した条件に違反したとき。
 - ウ 虚偽、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (5) 補助決定者は、要綱に定めるもののほか、下記の事項を遵守しなければならない。
 - ア 入居者に対して適正に住民登録及び町内会加入をするよう指導しなければならない。
 - イ 入居者専用のごみ分別ステーションを設置しなければならない。また、入所者のごみ分別について適正に行われるよう指導しなければならない。
 - ウ 近隣住民・町内会と争いを避けるため、入居者に迷惑行為を行わないよう指導しなければならない。
 - エ 入居状況等について報告を求められたときは、町長に報告しなければならない。
- (6) 補助金の内容、使途に関する情報は町情報公開条例に基づく公開対象である。

様式第9号 (第12条関係)

定住住宅建設促進事業実績報告書

年 月 日

新 得 町 長 様

認定事業者

住所

氏名

定住住宅建設促進要綱第10条に基づき、交付決定のあった事業について次のとおり完了したので報告します。

記

1 建物登記年月日 年 月 日

2 添付書類

(1) 建物登記事項証明書

(2) 認定住宅概要書